

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前10時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第57号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

市立保育園管理運営事業のうち、ごみ収集運搬委託料について、保育園での紙おむつ処分は、いつから事業を開始する予定か。とに対し、

10月1日から開始する予定です。とのこと。

同事業のうち、保育園等のICT機器の借上げや、保育業務支援システムの使用等について、この度導入するタブレット端末は、各保育園にどのように配付するのか。また、タブレット端末の使用にあたり研修等を行う予定はあるか。とに対し、

タブレット端末は、玄関や職員室のほかに、各クラスに1台を配付する予定です。

研修については、保育業務支援システムの導入にあたり実施するため、タブレット端末の動作についてもその中で周知します。とのこと。

同事業のうち、保育園等の自動水栓化工事について、工事はどのような内容で、保育園以外の施設でも同じ仕様としているか。また、使用開始時期はいつを予定しているか。とに対し、

工事内容は、蛇口を電池式のセンサー付き蛇口に取り替えるもので、保育園以外の施設でも全て同じ仕様です。

使用開始時期は、10月1日以降、工事が完了した施設から順次使用できるようになります。とのこと。

学校給食食材購入事業について、本事業は物価高騰に伴う食材費の増額分を補助するものだが、補助期間の終了後は給食費の値上げや給食の質の低下といった影響がないか懸念している。どのような対応を考えているか。とに対し、

補助期間の終了後、すぐに値上げや給食の水準を変えるといった対応を行う予定はなく、可能な限り現状の費用や質を維持していきたいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。